

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が行う鉄道施設等の大規模な改良として、都市鉄道利便増進事業として行う都市鉄道施設等の改良を追加すること。（第三条関係）

第二 機構が行う鉄道施設等の貸付けの対象となる施設として、機構が建設又は大改良をした認定速達性向上事業者又は認定駅施設利用円滑化事業者の営業する鉄道等に係る鉄道施設等を追加すること。

（第五条関係）

第三 機構が都市鉄道利便増進事業に係る鉄道施設等を貸し付ける場合における毎事業年度の貸付料の額の基準を定めること。

（第七条の二関係）

第四 この政令の施行期日について定めること。

（附則関係）